

税額の計算

●算出方法

均等割額＋所得割額＋森林環境税(国税:1,000円)＝年税額

・均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,000円

・所得割額

課税標準額(前年中の所得金額－所得控除額)×税率－調整控除額－税額控除額－配当割、
株式等譲渡所得割控除額

税率:市民税6% 県民税4%

●所得の種類

所得割の税額計算において基礎となるのは「所得金額」です。所得金額とは基本的に収入から必要経費を差し引くことによって算出されます。(給与や公的年金等の場合は必要経費ではなく、給与所得控除額、年金所得控除額を収入から差し引いて所得金額を算出します。)

個人市民税・県民税の計算は、前年中の所得に基づいて算出します。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
営業等所得	卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業、サービス業などの営業から生ずる所得のほか、自由職業(医師、弁護士、外交員)や漁業から生ずる所得	収入金額－必要経費
農業所得	米、麦、野菜、花、果樹などの栽培、又は酪農品の生産などから生ずる所得	収入金額－必要経費
不動産所得	不動産の貸付け、不動産上の権利の貸付け、広告看板取付による所得(農地の小作料収入含む)	収入金額－必要経費
利子所得	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益分配金の所得	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	法人から受ける利益の配当、余剰金の分配、投資信託の収益の分配等の所得	収入金額－株式などの取得に要した負債の利子
給与所得	給料、賃金、賞与	収入金額－給与所得控除額
雑所得(公的年金等)	国民年金、厚生年金などの公的年金	収入金額－公的年金等控除額
雑所得(業務)	原稿料、講演料等の所得	収入金額－必要経費
雑所得(その他)	生命保険契約等に基づく年金等の所得	収入金額－必要経費
総合譲渡所得	機械やゴルフ会員権、自動車、貴金属な	収入金額－取得費、譲渡費

	どの資産の譲渡から生ずる所得	用－特別控除(最高 50 万円) ※長期譲渡所得は上記で算出した金額の1/2 が課税対象 ※長期譲渡所得とは所有期間が 5 年を超える資産を譲渡したことにより生ずる所得 ※短期譲渡所得とは所有期間が 5 年以下の資産を譲渡したことにより生ずる所得
一時所得	生命保険などの一時金、満期返戻金等の所得	収入金額－必要経費－特別控除(最高 50 万円) ※上記で算出した金額の1/2 が課税対象
分離譲渡所得	土地、建物、株式等を譲渡した所得	収入金額－取得費、譲渡費用－特別控除
山林所得	山林の伐採、譲渡により生ずる所得	収入金額－必要経費－特別控除(最高 50 万円)

●給与所得の計算

給与所得については、必要経費に代わるものとして収入金額から給与所得控除額を差し引くことになっています。計算方法は次のとおりです。

給与収入金額	給与所得金額
550,999 円以下	0 円
551,000 円～1,618,999 円	給与収入－550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,000 円	@ × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円	@ × 2.8 － 80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	@ × 3.2 － 440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	給与収入 × 0.9 － 1,100,000 円
8,500,000 円～	給与収入 － 1,950,000 円

※表の@は「収入金額÷4」(千円未満切り捨て)

○所得金額調整控除

- ・給与収入が 850 万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合は、次の算式に相当する金額を給与所得の金額から控除できます。

- ①本人が特別障害者に該当する人
- ②年齢が 23 歳未満の扶養親族を有する人
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人

◎ $[\text{給与の収入金額(上限 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}] \times 10\% = \text{控除額(小数点以下切り上げ)}$

- ・給与収入と年金収入の両方があり、それらの所得金額の合計が 10 万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除できます。

◎ $[\text{給与所得控除後の給与の金額(上限 10 万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額(上限 10 万円)} - 10 \text{ 万円}] = \text{控除額}$

●公的年金等の雑所得の計算

- ・65 歳未満の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～1,299,999 円	収入金額－600,000 円	収入金額－500,000 円	収入金額－400,000 円
1,300,000 円～4,099,999 円	収入金額×0.75－275,000 円	収入金額×0.75－175,000 円	収入金額×0.75－75,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	収入金額×0.85－685,000 円	収入金額×0.85－585,000 円	収入金額×0.85－485,000 円
7,700,000 円～9,999,999 円	収入金額×0.95－1,455,000 円	収入金額×0.95－1,355,000 円	収入金額×0.95－1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円

- ・65 歳以上の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～3,299,999 円	収入金額－1,100,000 円	収入金額－1,000,000 円	収入金額－900,000 円
3,300,000 円～4,099,999 円	収入金額×0.75－275,000 円	収入金額×0.75－175,000 円	収入金額×0.75－75,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	収入金額×0.85－685,000 円	収入金額×0.85－585,000 円	収入金額×0.85－485,000 円
7,700,000 円～9,999,999 円	収入金額×0.95－1,455,000 円	収入金額×0.95－1,355,000 円	収入金額×0.95－1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円

※上記計算式で算出した結果がマイナスの場合は、所得金額 0 円

●控除の種類

所得控除とは、納税者個々の個別事情(扶養者数、医療費の出費等)を反映させ、ここの実情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除	控除額等																					
雑損控除	災害、盗難などにより日常生活に必要な資産に損害を受けた場合 「損失金額－保険金などで補填される金額」＝A ①Aの金額－（総所得金額×10％） ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のどちらか多い方の金額																					
医療費控除	■あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 （支払った医療費－保険金などで補填される金額）－（10万円または総所得金額の5％のいずれか少ない方の金額） ※控除限度額 200万円 ■健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている人が、本人または生計を一にする親族のために特定一般医療薬品等購入費を支払った場合（セルフメディケーション税制） （特定一般医療薬品等購入費－保険金などで補填される金額）－1万2千円 ※控除限度額 8万8千円																					
社会保険料控除	支払った国民健康保険税や介護保険料、給与から控除される社会保険料の合計額																					
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額																					
生命保険料控除	あなたが生命保険や生命共済等の保険料を支払った場合 <table><tr><td></td><td>支払金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="4">新契約</td><td>～12,000円</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>（支払金額の1/2）＋6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>（支払金額の1/4）＋14,000円</td></tr><tr><td>56,001円～</td><td>28,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">旧契約</td><td>～15,000円</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>（支払金額の1/2）＋7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>（支払金額の1/4）＋17,500円</td></tr><tr><td>70,001円～</td><td>35,000円</td></tr></table> ・一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料についてそれぞれ上記算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000円） ・新契約と旧契約の両方がある場合は、それぞれ計算した控除額の合計額（限度額 28,000円）、または旧契約のみで計算した控除額（限度額 35,000円）のい		支払金額	控除額	新契約	～12,000円	支払金額の全額	12,001円～32,000円	（支払金額の1/2）＋6,000円	32,001円～56,000円	（支払金額の1/4）＋14,000円	56,001円～	28,000円	旧契約	～15,000円	支払金額の全額	15,001円～40,000円	（支払金額の1/2）＋7,500円	40,001円～70,000円	（支払金額の1/4）＋17,500円	70,001円～	35,000円
	支払金額	控除額																				
新契約	～12,000円	支払金額の全額																				
	12,001円～32,000円	（支払金額の1/2）＋6,000円																				
	32,001円～56,000円	（支払金額の1/4）＋14,000円																				
	56,001円～	28,000円																				
旧契約	～15,000円	支払金額の全額																				
	15,001円～40,000円	（支払金額の1/2）＋7,500円																				
	40,001円～70,000円	（支払金額の1/4）＋17,500円																				
	70,001円～	35,000円																				

	いずれか大きい金額 ※新契約・・・平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約 ※旧契約・・・平成 23 年 12 月 31 日までに締結した保険契約															
地震保険料 控除	あなたが損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合 <table><tr><td></td><td>支払金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="2">地震保険料</td><td>～50,000 円</td><td>支払金額の 1/2</td></tr><tr><td>50,001 円～</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">旧長期損害保険料</td><td>～5,000 円</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>5,001 円～15,000 円</td><td>支払金額の 1/2+2,500 円</td></tr><tr><td>15,001 円～</td><td>10,000 円</td></tr></table> ・地震保険料、旧長期損害保険の両方がある場合は、それぞれ上記算式により計算した控除額の合計額(限度額 25,000 円)		支払金額	控除額	地震保険料	～50,000 円	支払金額の 1/2	50,001 円～	25,000 円	旧長期損害保険料	～5,000 円	支払金額の全額	5,001 円～15,000 円	支払金額の 1/2+2,500 円	15,001 円～	10,000 円
	支払金額	控除額														
地震保険料	～50,000 円	支払金額の 1/2														
	50,001 円～	25,000 円														
旧長期損害保険料	～5,000 円	支払金額の全額														
	5,001 円～15,000 円	支払金額の 1/2+2,500 円														
	15,001 円～	10,000 円														
寡婦控除	あなたが次のいずれかに該当する場合(ひとり親に該当する場合を除く) ・夫と離婚した後再婚せず、扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下で事実上の婚姻関係にあると認められる人がいない ・夫と死別した後再婚せず、または夫の生死が明らかでない場合で、合計所得金額が 500 万円以下で事実上の婚姻関係にあると認められる人がいない 控除額 26 万円															
ひとり親控除	あなたが次のすべてに該当する場合 ・婚姻をしていない人または配偶者の生死が明らかでない人 ・総所得金額が 48 万円以下の生計を一にする子のある人 ・合計所得金額が 500 万円以下の人 ・事実上婚姻関係にあると認められる人がいない 控除額 30 万円															
勤労学生控除	あなたが特定の学校の学生、生徒で合計所得金額が 75 万円以下であり、かつ給与所得以外の所得が 10 万円以下である場合 控除額 26 万円															

障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 控除額					
	区分		控除額			
	障害者		26 万円			
	特別障害者		30 万円			
	同居特別障害者		53 万円			
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下である場合 控除額					
			申告者の合計所得金額			
			～9,000,000 円	9,000,000 円 ～9,500,000 円	9,500,001 円 ～10,000,000 円	10,000,001 円～
	控除対象配偶者 (70 歳未満)		33 万円	22 万円	11 万円	控除額なし
	控除対象配偶者 (70 歳以上)		38 万円	26 万円	13 万円	控除額なし
配偶者特別 控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下である場合 控除額					
			申告者の合計所得金額			
			～9,000,000 円	9,000,000 円 ～9,500,000 円	9,500,001 円 ～10,000,000 円	
	配偶者の合計所得金額	480,000 円 ～1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円	
		1,000,001 円 ～1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円	
		1,050,001 円 ～1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円	
		1,100,001 円 ～1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円	
		1,150,001 円 ～1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円	
		1,200,001 円 ～1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円	

	<table><tr><td>1,250,001 円 ～1,300,000 円</td><td>6 万円</td><td>4 万円</td><td>2 万円</td></tr><tr><td>1,300,001 円 ～1,330,000 円</td><td>3 万円</td><td>2 万円</td><td>1 万円</td></tr></table>	1,250,001 円 ～1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円	1,300,001 円 ～1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円										
1,250,001 円 ～1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円																
1,300,001 円 ～1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円																
扶養控除	生計を一にする親族(配偶者以外)で、前年の合計所得金額が 48 万円以下の場合(青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色申告者の事業専従者に該当する人を除く)																		
	控除額																		
	<table><tr><td>区分</td><td>要件</td><td>控除額</td></tr><tr><td>年少扶養親族</td><td>16 歳未満</td><td>0 円</td></tr><tr><td>一般扶養親族</td><td>16 歳以上 19 歳未満 23 歳以上 70 歳未満</td><td>33 万円</td></tr><tr><td>特定扶養親族</td><td>19 歳以上 23 歳未満</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族</td><td>70 歳以上</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族のうち同居老親等</td><td>70 歳以上</td><td>45 万円</td></tr></table>	区分	要件	控除額	年少扶養親族	16 歳未満	0 円	一般扶養親族	16 歳以上 19 歳未満 23 歳以上 70 歳未満	33 万円	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	45 万円	老人扶養親族	70 歳以上	38 万円	老人扶養親族のうち同居老親等	70 歳以上	45 万円
	区分	要件	控除額																
	年少扶養親族	16 歳未満	0 円																
	一般扶養親族	16 歳以上 19 歳未満 23 歳以上 70 歳未満	33 万円																
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	45 万円																
老人扶養親族	70 歳以上	38 万円																	
老人扶養親族のうち同居老親等	70 歳以上	45 万円																	
※年少扶養親族は所得控除の対象にはなりませんが、個人市民税・県民税の非課税判定を行う際に必要となります。																			
※同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)でかつあなたまたは配偶者と常に同居している人。																			
基礎控除	控除額																		
	<table><tr><td>合計所得金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>2,400 万円以下</td><td>43 万円</td></tr><tr><td>2,400 万円超え 2,450 万円以下</td><td>29 万円</td></tr><tr><td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td><td>15 万円</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	2,400 万円以下	43 万円	2,400 万円超え 2,450 万円以下	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円										
	合計所得金額	控除額																	
	2,400 万円以下	43 万円																	
	2,400 万円超え 2,450 万円以下	29 万円																	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円																		

●税額控除

税額控除	控除額等				
配当控除	配当所得がある場合 控除額				
	種類 \ 課税所得金額	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
住宅借入金等特別控除	所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった額があった場合、翌年の個人市民税・県民税から控除することができます。 控除額				
	居住開始年月日	控除額（次のAまたはBのいずれか少ない額）			
	～平成 26 年 3 月	A. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 B. 前年の所得税の課税総所得金額 × 5% ※上限額 97,500 円			
	平成 26 年 4 月～	A. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 B. 前年の所得税の課税総所得金額 × 7% ※上限額 136,500 円			

寄附金税額控除	特定の団体に寄付をした場合に税額控除を受けることができます 控除額 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30%を超える場合には当該 30%に相当する金額)が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額 1. 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金 2. 住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金 3. 所得税法等に規定される寄付金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの 4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの ただし 1 の寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額から人的控除差調製額を控除した額</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 円以上 195 万円以下</td><td>84.895%</td></tr> <tr> <td>195 万円を超え 330 万円以下</td><td>79.79%</td></tr> <tr> <td>330 万円を超え 695 万円以下</td><td>69.58%</td></tr> <tr> <td>695 万円を超え 900 万円以下</td><td>66.517%</td></tr> <tr> <td>900 万円を超え 1,800 万円以下</td><td>56.307%</td></tr> <tr> <td>1,800 万円超</td><td>49.16%</td></tr> <tr> <td>4,000 万円超</td><td>44.055%</td></tr> <tr> <td>0 円未満(課税山林所得および課税退職所得金額を有しない場合)</td><td>90%</td></tr> <tr> <td>0 円未満(課税山林所得および課税退職所得金額を有する場合)</td><td>地方税法に定める割合</td></tr> </tbody> </table>	課税総所得金額から人的控除差調製額を控除した額	割合	0 円以上 195 万円以下	84.895%	195 万円を超え 330 万円以下	79.79%	330 万円を超え 695 万円以下	69.58%	695 万円を超え 900 万円以下	66.517%	900 万円を超え 1,800 万円以下	56.307%	1,800 万円超	49.16%	4,000 万円超	44.055%	0 円未満(課税山林所得および課税退職所得金額を有しない場合)	90%	0 円未満(課税山林所得および課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合
課税総所得金額から人的控除差調製額を控除した額	割合																				
0 円以上 195 万円以下	84.895%																				
195 万円を超え 330 万円以下	79.79%																				
330 万円を超え 695 万円以下	69.58%																				
695 万円を超え 900 万円以下	66.517%																				
900 万円を超え 1,800 万円以下	56.307%																				
1,800 万円超	49.16%																				
4,000 万円超	44.055%																				
0 円未満(課税山林所得および課税退職所得金額を有しない場合)	90%																				
0 円未満(課税山林所得および課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合																				